

広島県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
三原市立くいき市民病院	三原市久井町江木五〇番一	平成二十二年三月三十一日
呉駅前歯科クリニック	呉市西中央一丁目六番二号	平成二十二年三月三十一日
生熊歯科	庄原市東城町川東一四三五番三	平成二十二年三月三十一日
安浦薬局	呉市安浦町内海南一丁目一〇番四六号	平成二十二年三月九日
フタバ薬局藤三八本松SC店	東広島市八本松町飯田二〇〇六番地	平成二十二年二月二十八日